障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。

雇用状況報告（毎年６月１日の状況）

（障害者雇用促進法　第４３条第７項）

↓

雇入れ計画作成命令（２年計画）

※　翌年１月を始期とする2年間の計画を作成するよう、公共職業安定所長が命令を発出（同法第４６条第１項）

↓

雇入れ計画の適正実施勧告

※　計画の実施状況が悪い企業に対し、適正な実施を勧告（計画の１年目終了時）（同法第４６条第６項）

↓

特別指導

※　雇用状況の改善が特に遅れている企業に対し、公表を前提とした特別指導を実施（計画期間終了後に９か月間）

↓

企業名の公表

※　（同法第４７条）

公表の状況　：　26年度8社、25年度0社、24年度0社、23年度 3社、22年度 6社、21年度 7社、20年度 4社、19年度 2社、18年度 2社、17年度 2社、16年度 2社、15年度 1社、14年度 1社、13年度 0社